

人事院会議議事録

会議日

令和4年1月27日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) 植村企画法制課長

議題

園芸博特措法案に対する見解の表明

議事の概要

- 議題「園芸博特措法案に対する見解の表明」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために
必要な特別措置に関する法律案」に対する見解の表明について

令和 4 年 1 月 27 日
官 房 部 局

「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案」に関し、令和 4 年 1 月 20 日に、国土交通大臣から、国際園芸博覧会協会として指定を受けた法人（以下「協会」という。）に派遣される一般職の国家公務員（以下「派遣職員」という。）の身分、給与等に関する事項について、人事院の見解が求められた。

同法律案で措置することとなる派遣制度における派遣職員の身分、給与等に関する事項の基本的枠組みは、以下のとおりである。

- ・ 協会は、博覧会の準備及び運営等に関する業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国の職員を協会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者に対し、その派遣を要請することができることとすること
 - ・ 任命権者は、上記の要請があった場合において、派遣の必要性等を勘案して、国の事務又は事業との密接な関連を確保するために相当と認めるときは、国の職員の同意を得て、協会との間の取決めに基づき、3年以内の期間を定めて（特に必要があると認めるときは5年まで延長可）、専ら協会における特定業務を行うものとして当該国の職員を協会に派遣することができることとすること
 - ・ 派遣の期間が満了した等の場合は、職務に復帰するものとする
 - ・ 任命権者は、協会との間で取決めをするに当たっては、派遣職員が協会から受ける特定業務に係る報酬等について、当該派遣職員がその派遣前に従事していた職務及び協会において行う特定業務の内容に応じた相当額の確保に努めなければならないこととすること。また、派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しないものとするが、協会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、派遣の期間中、協会から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で給与を支給することができることとすること
- これらの事項は、派遣職員の身分を保障するとともに、必要に応じた給与の支給を確保

するものであり、過去の類似の派遣法制に照らしても、職員の利益保護の観点から適切な措置と考えられることから、派遣制度の基本的な枠組みについて適切である旨及びその他派遣制度に関して必要な事項を本院の見解として表明することとしたい。

※その他派遣制度に関する本院の主な見解

- ・ 任命権者は、協会に国の職員を派遣する際は、協会との間の取決めの内容及び派遣の期間中における給与の支給に関する事項を明示して、当該国の職員の同意を得ることとすること。また、取決めの内容を変更する際等にも当該国の職員の同意を得ること。
- ・ 派遣の期間中、派遣職員に支給することができる給与は、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100/100 以内とすること。
- ・ 派遣の要請の手続、取決めの内容、派遣の期間中の給与の支給に関し必要な事項等の協会への派遣に関し必要な事項については、人事院規則で定めることとすること。

[今後のスケジュール]

2月1日 法案閣議決定（予定）

2月中旬～ 国会提出・審議

（派遣制度に係る規定の施行日は、公布の日から6月を超えない範囲内で政令で定める日）